四日市市告示第132号

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

四日市市長 森 智 広

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱(令和4年四日市市告示第168号) の一部を次のように改正する。

の一部を次のように改止する。	
改正後	改正前
(事業実績報告)	(事業実績報告)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 補助事業者は、補助対象事業の全部	
が交付決定年度内に完了しないときに	
は、翌年度の4月30日までに年度終了	
実績報告書(第15号様式)を市長に提	
出しなければならない。	
(埔門今の類の確定)	(海肚冬の類の確定)

(補助金の額の確定)

第11条 (略)

2 前項の規定により補助金の額を確定した場合は、市長は、四日市市公的介護施設等整備費補助金確定通知書(<u>第16</u>号様式。以下「確定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

### 第12条 (略)

2 補助事業者は、補助金の交付を請求 しようとするときは、請求書(<u>第17号</u> 様式)を市長に提出するものとする。 (補助金の額の確定)

#### 第11条 (略)

2 前項の規定により補助金の額を確定した場合は、市長は、四日市市公的介護施設等整備費補助金確定通知書(<u>第15</u>号様式。以下「確定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

#### 第12条 (略)

2 補助事業者は、補助金の交付を請求 しようとするときは、請求書(<u>第16号</u> 様式)を市長に提出するものとする。 附則

(施行期日)

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、<u>令和10年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、<u>令和9</u> <u>年度以前</u>において補助決定された事業 については、同日以後も、なおその効力 を有する。 附則

(施行期日)

1 (略)

(有効期限)

2 この要綱は、<u>今和7年3月31日</u>限 り、その効力を失う。ただし、<u>令和6年</u> 度において補助決定された事業につい ては、同日以後も、なおその効力を有す る。

第6号様式を次のように改める。

住 所

名 称

代表者

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市公的介護施設等整備費補助金交付申請については、四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり却下することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 却下理由

第8号様式から第11号様式までを次のように改める。

年 月 日

四日市市長

 住 所

 (申請者) 名 称

代表者
印

#### 四日市市公的介護施設等整備費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった四日市市公的 介護施設等整備事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、四日市 市公的介護施設等整備費補助金交付要綱第8条の規定に基づき申請します。

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 変更後の交付申請額 金 円
- 3 金額の変更内容
- 4 事業の変更内容
- 5 添付書類
  - (1) 事業計画書(第2号様式)
  - (2) 申請額算出内訳書(第3号様式)
  - (3) 補助事業の収支予算書(第4号様式)
  - (4) 変更理由書(変更の理由や内容を記載したもの)
  - (5) その他関係書類

住 所

名 称

代表者

### 四日市市公的介護施設等整備費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった四日市市公的介護施設等整備費補助金については、四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 既交付決定額 金 円
- 2 変更後の交付決定額 金 円
- 3 交付条件

年 月 日付け 第 号 四日市市公的介護施設等 整備費補助金交付決定通知書に付した交付条件を遵守すること。 住 所名 称代表者

### 四日市市公的介護施設等整備費補助金変更却下通知書

年 月 日付けで申請のあった四日市市公的介護施設等整備事業の計画変更については、四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱第10条第1項に基づき、下記のとおり却下することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

却下理由	

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

名 称

代表者
印

連絡先

### 事業完了報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた 年度四日市公的介護施設等整備事業を完了(廃止・中止)したので四日市市公的介護施設等整備費補助金第10条の規定に基づき、下記の書類を添付して報告します。

記

1 補助対象事業

整備事業

- 2 添付書類
  - (1) 事業実績報告書(第12号様式)
  - (2)精算額算出内訳書(第13号様式)
  - (3)歳入歳出の決算書(見込書)の写し
  - (4)工事費費目別内訳書
  - (5) 工事請負契約書及び設計監理契約書の写し
  - (6)検査済証の写し
  - (7)配置図、平面図、立面図及び各室面積表
  - (8) 建物内外主要部分の写真
  - (9) その他市町が必要と認める書類

第16号様式を第17号様式とし、第15号様式を第16号様式とし、第14号様式 の次に、次の1様式を加える。

年 月 日

四日市市長

申請者 住 所

名 称

代表者

## 年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業の終了実績について、四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱第10条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

# 年度終了実績報告內訳書

	補	助	对	象	事	業	者	2
--	---	---	---	---	---	---	---	---

施設の種類

## 1. 事業費

(単位:円)

年度內遂行実績額	翌年度繰越事業費	翌年度繰越 交付金額
円	円	円

# 2. 事業実施期間

(ア)契約(予定)年月日	年	月	日	
(イ) 着工(予定) 年月日	年	月	日	
(ウ)竣工(予定)年月日	年	月	日	

第16号様式を次のように改める。

第 号

住所

名称

代表者名

四日市市公的介護施設等整備費補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号 で交付決定した四日市市公的介護施設等整備費補助金については、四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱第11 条の規定に基づき適正と認め、交付決定額のとおり確定します。

年 月 日

四日市市長

# 附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。ただし、様式の改正(第15号様式を加える改正を除く)は、令和7年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)